

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から59年3月までの期間及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年8月から59年3月まで
② 昭和59年12月

父親が私の国民年金の加入手続をし、納付してくれたはずだ。時期は覚えていないが、2年近くさかのぼって納付してくれたことを記憶している。口座振替の手続をした記憶もあり、両親はすべて納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の間である昭和59年4月から同年11月までの期間については、記録上、未納とされていたが、申立人名義の口座から国民年金保険料が引き落とされていたことが確認できたことから、社会保険事務所において平成21年3月に職権で納付済みへと記録訂正されている。

また、申立人は、昭和55年4月1日取得の国民健康保険証を所持しており、その当時、A市では国民健康保険の加入手続の時に、国民年金の加入勧奨も併せて行っていたことが確認できたことから、申立人の父親はこの時期に、申立人の国民健康保険及び国民年金の加入手続を同時に行ったと考えても不自然ではないほか、申立人の姉は、姉自身及び申立人の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたと証言している。

さらに、申立人は、その父親が申立人の国民年金保険料を2年近くさかのぼって納付してくれたことを記憶している上、申立人の両親は、国民年金制度開始当初の昭和36年から、国民年金加入期間はすべての保険料を納付済みであるほか、前納期間も見受けられるなど、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられ、その父親が申立人の国民年金加入手続後、納付可能な国民年金保険料をさかのぼって納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立人は、昭和55年4月1日取得の国民健康保険証を所持しており、当該資格取得年月日を基準にすれば、申立期間のうち、52年8月から同年12月までは、特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を

納付することはできない期間であるが、特例納付した形跡も見当たらない。

また、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっている上、その母親は高齢のため、前述の期間の国民年金保険料の納付（特例納付）を裏付ける証言を得ることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から59年3月までの期間及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から59年1月まで
② 昭和59年4月から同年9月まで

申立期間当時はA町（現在は、B市）内のC社に勤務していた。後に役場からの呼出しで国民年金が未納であることを知り、今からでも納められると言われたので、役場から納付書が届くと郵便局で納付していた。「これで将来の年金はつながった」と言われたことは今でもはっきり覚えており、昭和58年2月から現在に至るまで、未納は無いと確信している。

なお、申立期間のうち、昭和58年2月から同年3月までの領収書を所持している。残りの16か月の領収書は、2回の引っ越しの際に紛失したと思われる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、昭和58年2月から同年3月までの領収書を所持しているところ、当該領収書に記載された住所はA町の住所となっている。申立人は61年4月にD村からA町に転居していることが確認できることから、この保険料納付に係る納付書は、同月以降に発行されたものと考えられる。また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しも同月と推測され、その時期において58年2月から同年3月までの保険料は時効により納付することができない期間であること、及び当該領収書に記載されている領収金額（1万1,600円）並びに領収日（昭和61年4月30日）を考慮すると、行政側が当該領収書の納付期間欄に「昭和59年2月分から同年3月分まで」と記載すべきところを「昭和58年2月分から同年3月分まで」と誤って記載したものと認められ、記録上、59年2月及び同年3月が納付済みとなっていることとも符合する。

さらに、申立期間①のうち、昭和58年3月以降の期間についても、申立人がA町に転居した時期には既に時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②のうち、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は、一度納付されたことは確認できるものの、納付時において時効により納付できないものであることから、61 年 12 月に還付処理されたことが還付金額及び還付決定日共に社会保険庁のオンライン記録に明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はない。

一方、申立期間②のうち昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間については還付記録も無く、直後の期間は過年度納付していることから、当該期間の国民年金保険料も時効完成前に過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年7月まで
国民年金保険料に限らず、納付しなければいけないものを未納状態にしておくことは私の性格からして考えられない。申立期間は、A町（現在は、B市）役場から納付書が郵送され、役場の窓口か役場内の銀行で自分で納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立期間以外に未納は無い。

また、申立人は、申立期間中の昭和60年6月に強制加入から任意加入へ種別変更の手続を行っていることから、申立期間の国民年金保険料を引き続き納付する意思があったものと思われる。

さらに、申立期間当時、A町役場内には金融機関の出張所が存在し、国民年金保険料を納付することができたことから、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和44年5月12日、資格喪失日は、同年5月26日であったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①に係るA社C本社における資格取得日を昭和26年5月4日に、また、申立期間②に係る同社B支店における資格取得日を44年3月1日に、資格喪失日を同年5月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については、8,000円、申立期間②については、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月4日から同年8月10日まで
② 昭和44年3月1日から同年5月27日まで

A社に昭和26年3月1日に入社してから49年2月末日に退職するまで、継続して勤務してきた。その間、26年5月に同社C支店に転勤、44年3月1日に同社D支店を開設するため同社B支店、E支店と転勤した。転勤時に厚生年金保険の空白期間が生じていることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和44年5月12日から同年5月26日までの期間について、A社B支店に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所において、同姓同名の者（ただし、生年月日が10日相違）で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、当該期間において当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

2 A社の在職証明書、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和26年5月4日にA社E支店から同

社C本社に異動し、44年3月1日に同社C本社から同社B支店に異動、また、同年5月27日に同社B支店から同社E支店に異動)、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①については、A社C本社に係る社会保険事務所が保管する昭和26年8月の記録から8,000円、申立期間②については、同社B支店に係る社会保険事務所が保管する44年5月の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の得喪に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月6日から41年4月9日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を40年12月6日、資格喪失日を41年4月9日とし、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から40年12月まで
(B社)
② 昭和40年12月から41年7月まで
(A社)
③ 昭和42年1月から44年2月まで
(C社)

D社を退職後、昭和37年1月ごろから4年間、E県F村のB社で働いた。40年12月、同社を退職後すぐにA社でG店の配達の仕事をした。長男が生まれた42年1月ごろからH社(現在は、I社)でカツラのセールスをした。給料から社会保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間にA社に在籍していた同僚が、「G店で勤務するA社の従業員は、男性1人、女性1人、計2人」と回答していること、申立期間②以前から在籍し昭和41年4月末で退職した同社のG店内事務所で事務員であった同僚が、「申立人は、私が働いていた期間に、A社でG店の運転手として働いていた」と証言していること、及び申立人が、「昭和40年12月にB社を退職後すぐにA社でG店の配達の仕事をした」と陳述している時期が符合していることから、申立人は歳暮の配達時期の40年12月6日(月曜日)に入社したと推認できる。

また、申立期間②以前から在籍し昭和41年4月末で退職したA社のG店内事務所で事務員であった同僚以外に申立人の勤務実態を証言する者がいない

こと、申立人が、同社本店が同年8月にJ市内からK県L町に移転することが同年4月以前から話題になっていたにもかかわらず、「同社本店の移転について全く知らない」と陳述していること、及び従業員の3分の1の厚生年金保険被保険者期間が3か月以内であることを踏まえると、申立人は入学祝い等の配達時期が終わった同年4月9日（土曜日）に退職したと推認できる。

さらに、申立期間②に在籍していた同僚が、A社の従業員は約10人ぐらいと回答しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間②当時の従業員数と厚生年金保険被保険者数はおおむね一致している上、当時の従業員は申立人を除きすべての者が厚生年金保険に加入している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和40年12月6日から41年4月9日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していた年齢の近い同僚の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手續のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は昭和40年12月から41年3月までの保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、申立期間①当時の事情を知るB社の元事業主の妻は、「B社は零細の個人事業で社会保険や雇用保険には加入していなかった。従業員は全員臨時扱いだった」と回答している上、社会保険庁の記録においても同社が厚生年金保険適用事業所であったことを確認できない。

また、類似商号事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても調査したが、申立人の氏名を確認することができなかった。

申立期間③については、申立人は、事業主及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、C社において営業に従事していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無い上、健康保険の整理番号は連番になっており欠番も無い。

また、申立人及び同僚が証言した複数の同僚についても厚生年金保険被保険者期間が無く、そのほかにも勤務期間と加入期間が一致しない従業員が複数認められることから、C社ではすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えることが自然である。

さらに、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が平成16年1月から同年8月までは34万円、同年9月から17年11月までは30万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16年1月から同年8月までは34万円、同年9月から17年11月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

勤務状況が全く変わらないにもかかわらず、標準報酬月額の月別状況が平成16年1月から17年11月までの間、9万8,000円に引き下げられているが、給与明細書では厚生年金保険料が約2万3,000円になっているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から同年8月までは34万円、同年9月から17年11月までは30万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に

については、平成16年1月から同年8月までは34万円、同年9月から17年11月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を平成16年1月から17年11月まで誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和33年4月28日から同年5月1日までの期間及び申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA署（現在は、B局）における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格取得日を同年4月28日に、申立期間②に係る資格喪失日を34年4月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を、申立期間①のうち昭和33年4月28日から同年5月1日までの期間は、履行したか否かについては明らかでないと認められ、申立期間②は、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和33年12月16日から34年4月28日まで

昭和33年4月1日にC局（現在は、D局）の新規採用者としてA署に採用され、定められた定年の日まで一貫して国家公務員として勤務した。社会保険庁の記録では、同年5月1日から同年12月16日までが厚生年金保険の加入期間となっているが、同年4月1日からE組合に加入する34年4月28日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、D局が保存する人事記録から、申立人は、昭和33年4月28日に基本賃金の特例を受ける職員（常用作業員）としてA署に採用され、退職する平成12年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる上、当該事業所に照会したところ、常用作業員は常勤職員と同様の勤務形態であり、採用から1年間は厚生年金保険に加入し、勤続1年以降はE組合に加入することとなる旨回答していることから、申立人は、昭和33年4月28日からE組合に加入する34年4月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、33年5月及び同年11月の社会保険事務所の記録から7,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A署は昭和34年1月11日で厚生年

金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所は国の行政機関であり、また、同僚の証言によれば、同日以降の申立期間において5人以上の従業員を雇用していたものと認められることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間①のうち、昭和33年4月28日から同年5月1日までの期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業所が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

さらに、申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主は、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行ってなかったものと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における申立期間①の資格取得日に係る記録を昭和31年7月26日に、また、同社本社における申立期間②の資格喪失日に係る記録を33年8月1日に、申立期間③の資格取得日に係る記録を38年6月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、申立期間①及び②については5,000円、申立期間③については2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月26日から同年8月1日まで
② 昭和32年7月19日から33年8月1日まで
③ 昭和38年6月12日から同年7月11日まで

昭和31年2月にA社に入社し、38年9月まで7年7か月継続勤務していたにもかかわらず、記録が無いことはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業所照会の回答及び同僚の証言により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和31年7月26日にA社本社から同社B出張所に異動し、33年8月1日に同社本社から同社C出張所に異動、また、38年6月12日に同社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、A社B出張所の社会保険事務所が保管する昭和31年8月の記録から5,000円に、申立期間②の標準報酬月額については、同社本社社会保険事務所が保管する32年6月の記録から5,000円に、申立期間③の標準報酬月額については、同社本社社会保険事務所が保管する38年7月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は古い書類は保管されておらず、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判

断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年11月までは28万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年11月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで
ねんきん定期便において厚生年金保険の標準報酬月額の差異があったので申し立てる。私の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年11月までは28万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、申立人から提出された給与明細書及びA社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額については、平成16年1月から同年8月までは30万円、同年9月から17年11月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を平成16年1月から17年11月まで誤って届け出たと認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和51年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月27日から同年7月1日まで

A社C支店から同社本店人事部付きに異動し、同社D支店開設準備委員となって同支店の立上げ業務をしていた。事業所に照会したところ、事業所、厚生年金基金の記録は昭和51年7月1日の資格喪失日となっており、健康保険組合の記録は継続して勤務していたことになっていたため、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された当時のE厚生年金基金が管理していた申立人の厚生年金基金加入員台帳の加入員資格喪失日及び同資格取得日、F健康保険組合で管理している被保険者台帳の資格取得日及び資格喪失日並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務（昭和51年7月1日にA社C支店から同社本店に異動）していたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人が昭和51年7月1日にA社C支店で同基金加入員資格を喪失し、同日に同社本店で同資格を取得したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、事業所に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金保険資格喪失届及び同資格取得届は7枚つづりの複写式の様式を使用しており、厚生年金基金及び健康保険組合に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していた」との証言があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年7月1日に申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭

和 51 年 5 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年10月までの期間及び59年1月から平成2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年10月まで
② 昭和59年1月から平成2年3月まで

申立期間①は、昭和57年4月ごろ父親が加入手続をし、申立期間②は、59年1月ごろ私が加入手続をした。保険料は、毎月、市の集金人に納付した。婚姻した60年10月からは、夫婦二人一緒に、市の集金人に納付した。私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年5月ごろに払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、婚姻した昭和60年10月からは、夫婦一緒に、市の集金人に納付したと述べているが、A市の国民年金保険料検認票で、申立人の妻の62年4月以降の国民年金保険料が口座振替により納付されていることが確認できたことから、申立内容と矛盾する上、申立期間において夫婦一緒に納付していたことを推定することは困難である。

さらに、申立期間①について、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人の父親からの証言も得られないなど、申立期間①当時の状況の詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年12月まで

A市の広報か何かで、国民年金に加入できることを知り、夫が同市役所B支所で加入手続をした。また、C町役場に勤務していた義兄に、夫が過去の保険料を納付できることを教えてもらった。このころ、夫の給料が上がり納付できる余裕ができたため、夫がA市役所B支所で納付した。2回は、さかのぼりまとめて納付し、支所で未納は無いと言われた記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った時期を覚えていないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月に払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこのころ行われたと推認でき、当該払出月においては、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、特例納付した形跡は見当たらない。

また、申立人は、まとめて納付したのは2回で、金額はそれぞれ1万円前後だったと述べており、申立期間直後の昭和48年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料を時効にかからない50年4月に過年度納付(9,300円)しているほか、昭和49年度の国民年金保険料をまとめて現年度納付(1万1,400円)していることから、申立人がまとめて納付したとする期間は前述の2回と考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の夫から聴取しても、納付先が変遷するなど、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の納付状況等

が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から63年6月まで
私名義の預金通帳を見ると、口座から国民年金保険料が振替されている。妻は納付済みになっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間直後の昭和63年7月から同年12月までの国民年金保険料が平成2年に過年度納付されており、申立期間当時から継続して口座振替されている状況は確認できない上、元年1月以降は現年度納付されていることから、申立人は同年1月以降に国民年金の再加入手続を行ったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、昭和59年8月以降の申立人名義の預金通帳を所持しており、その預金通帳を見ると、口座から国民年金保険料が振替されているので、保険料を納付していたと述べているが、平成元年2月分の国民年金保険料からは二人分の国民年金保険料の振替が確認できる上、その妻は昭和50年5月に夫婦で国民年金に加入して以降、申立人が厚生年金保険に加入したことによる種別変更も行われず、60歳になるまで納付済みであることから、平成元年1月分以前の通帳から振替されていることが確認できる国民年金保険料は申立人の妻のものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年11月1日から17年4月27日まで
② 昭和18年2月16日から19年6月1日まで

昭和16年6月にA省B所に入社し、同年9月に卒業した。その後、C社（現在は、D社）に入社し、同年11月からE丸に乗船したが、F島撤収作戦でG島に出航し、滞在中にマラリア熱帯熱、赤痢等を発病し、H島I病院に18年2月に入院した。その後、内地に後送され、J県のK分院に入院し、19年5月に退院するまで事業所から給料をもらっていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間当時の状況について、具体的、かつ、詳細に記憶しており、L省M局（以下「N省」という。）が保管する陸軍徴傭船舶行動調書によるE丸（以下「乗船船舶」という。）の航行歴と申立内容がおおむね一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間において乗船船舶に乗っていたことは推認できる。

しかし、乗船船舶を所有していたD社から提出された社員カードには、「乙船員、昭和17年3月13日雇用、乗船船舶同年4月26日雇用、18年2月15日雇止」との記載があるほか、同社の担当者は、乗船船舶は当時O会の管理下にあり当時の事情は不明であると回答している。

また、N省から提出された軍属船員本籍地名簿原簿には、「乗船船舶昭和17年*月*日乗船、18年*月*日下船」と記載がある上、社会保険事務局が保管する船員保険被保険者台帳には、「資格取得日昭和17年4月27日、資格喪失日18年2月16日」と記載があることから、乗船船舶を所有していた事業所及びN省並びに社会保険庁で保管している資料と社会保険庁で管理しているオンライン記録がおおむね一致していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する乗船船舶の船員保険被保険者名簿に記載のある同僚については、生年月日、船員保険番号の記載が無く記録を確認することができない上、乗船船舶は昭和19年*月*日に遭難しており、多数の同

僚が死亡していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について、証言を得ることができない。

加えて、申立期間②について、当該事業所から提出された社員カードにおいて、「昭和18年2月15日雇止」と記載されている上、申立人は、現地で病気にかかり同年2月に下船し入院したと申し立てているなど、当該期間の勤務実態について推認することができない。

また、申立人は、両申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 10 年 12 月 30 日まで
平成 7 年 4 月以降の標準報酬月額が 14 万 2,000 円となっているが、給与明細書における支給額から、標準報酬月額は 17 万円が正しいと思われるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額が相違していることを申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定し、記録訂正の要否を判断することになるが、申立人が所持する給料支払明細書により、申立人は、申立期間において、社会保険庁で記録されている標準報酬月額に見合う報酬月額を超える報酬を得ていたことは確認できる。

しかし、当該給料支払明細書における保険料控除額により、申立期間については、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、社会保険庁が記録している標準報酬月額と同額又は同庁記録より低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 8 日まで
② 昭和 33 年 4 月 5 日から同年 10 月 27 日まで

学校卒業後の昭和 29 年 4 月 1 日に A 社に入社し、38 年 12 月に退職するまで住み込みで、1 日 10 時間、月 2 日の休日で働いた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び複数の同僚の証言から、申立人が、両申立期間当時、期間の特定はできないものの、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、申立人と同時期に勤務していた同僚の多くが、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、A 社では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、社会保険事務所が管理する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格について、昭和 33 年 4 月 5 日に喪失し、同年 10 月 27 日に再取得していることが確認できるところ、申立人と同時期に同社に勤務していた同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が一部抜けているものが数名見られる。

一方、事業所照会の結果では、A 社は平成 12 年 8 月 15 日に解散したため資料等は一切残っておらず、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡しているとの回答であったため、申立てに係る事情を聞くことができなかった。

また、両申立期間において、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 12 月 8 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 27 日まで

学校卒業後の昭和 30 年 4 月 1 日に A 社に入社し、38 年 12 月に退職するまで住み込みで、1 日 10 時間、月 2 日の休日で働いた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び複数の同僚の証言から、申立人が、両申立期間当時、期間の特定はできないものの、A 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間①については、申立人と同時期に勤務していた同僚の多くが、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、A 社では、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

申立期間②については、社会保険事務所が管理する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格について、昭和 33 年 4 月 1 日に喪失し、同年 10 月 27 日に再取得していることが確認できるところ、申立人と同時期に同社に勤務していた同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が一部抜けているものが数名見られる。

一方、事業所照会の結果では、A 社は平成 12 年 8 月 15 日に解散したため資料等は一切残っておらず、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡しているとの回答であったため、申立てに係る事情を聞くことができなかった。

また、両申立期間において、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。